10章　共通条項の条項別解説　　第Ⅲ部　条項

契約費用は誰が負担するか：民法558条の「等しい割合」と実務の原則

執筆　プロスパイア法律事務所　　最終更新日　2026年10月25日

一　問題の所在：契約書を作る費用は、そもそも誰のものか

契約を1本まとめるまでには、契約書そのものの作成費用のほかに、いくつも費用が出ます。公正証書にするなら公証人の手数料、不動産なら測量と鑑定、締結後には登記費用。M&Aであれば、締結前の段階でアドバイザーへの報酬が動きます。

契約書に費用の条項がないとき、これらは誰の負担になるのか。「うちが起案したのだからうちが持つ」「言い出したほうが持つ」といった感覚で処理されていることがありますが、民法には条文があります。

金額が小さいうちは、どちらが払っても揉めません。問題になるのは、契約がまとまらなかったときと、金額が想定を超えたときです。測量までやって破談になった、デューデリジェンスに入ったところで相手が降りた、為替や資材価格の変動で当初見積りの倍になった。そこで初めて、契約書に何も書いていないことに気づきます。

この記事で押さえるのは、条文の原則と、実務でよく見る「各自負担」がその原則の帰結ではないということです。

二　制度の枠組み

1　売買契約に関する費用は、当事者双方が等しく負担する

> 第五百五十八条（売買契約に関する費用）
> 売買契約に関する費用は、当事者双方が等しい割合で負担する。（注1）

売主か買主かを問わず、双方が半分ずつです。起案した側が多く負担するという建て付けにはなっていません。契約書のドラフトを作った側が費用も持つ、という感覚は、条文の裏づけを持たない慣行です。

条文が「等しい割合」としか書いていない点も押さえておくべきところです。誰がその費用を立て替えたかは問いません。片方が全額を支払ったのであれば、他方に半額を求めることになります。

2　有償契約に準用される

> 第五百五十九条（有償契約への準用）
> この節の規定は、売買以外の有償契約について準用する。ただし、その有償契約の性質がこれを許さないときは、この限りでない。（注2）

この準用によって、558条は売買を超えて広がります。有償契約の「契約に関する費用」は、原則として民法により「当事者双方が等しい割合で負担する」ことになります（注3）。

業務委託、賃貸借、請負、ライセンス。対価のやりとりがある契約であれば、原則は等分です。

3　弁済の費用は、債務者の負担

締結の費用とは別に、契約を履行していく過程でも費用が出ます。こちらには別の条文があります。

> 第四百八十五条（弁済の費用）
> 弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。（注4）

原則として債務者の負担と定めているのは、弁済が債務者の行為であるため、債務者の負担とすることが当事者の意思にかなうからです（注5）。

締結の費用は等分、履行の費用は債務者。出発点になる分け方はこの2つです。

4　どちらも任意規定

> 第九十一条（任意規定と異なる意思表示）
> 法律行為の当事者が法令中の公の秩序に関しない規定と異なる意思を表示したときは、その意思に従う。（注6）

民法558条、485条はもちろん任意規定ですから、契約の締結にかかる費用や弁済の費用についてこれらと異なる取扱いを定める費用負担に関する条項も、原則として

有効と解されます（注7）。もっとも、契約自由の原則の例外として、たとえば公序良俗に違反するような場合に、その効力が認められないのは言うまでもありません（注7）。

三　解釈：「契約に関する費用」の範囲

1　おおむね争いのないもの

558条の「契約に関する費用」が何を指すか。これは契約締結に要する費用を意味し、契約書の作成費用、公正証書作成の手数料、目的物の測量・鑑定費用などが含まれることについては、おおむね争いがありません（注8）。

2　争いのあるもの

境目にある費用があります。

> たとえば、不動産売買契約における売主から買主への所有権の移転登記手続にかかる登録免許税等の費用については「契約に関する費用」に含まれるのか（または後述の「弁済の費用」に該当するのか）は学説上も争いがある。（注8）

558条に入れば等分、485条に入れば債務者負担。**どちらの箱に入るかで結論が逆に振れる費用があり、そこに争いが残っています。**

3 「弁済の費用」に入るもの

485条の側の具体例もあります。「弁済の費用」とは弁済のために必要な費用を指し、目的物の引渡債務における目的物を債権者の住所に持参するための運搬費、金銭支払債務における債権者の銀行口座への振込手数料や現金書留の切手代、領収書に添付する収入印紙代などが、これに該当します（注9）。

振込手数料がどちらの負担かという、取引の現場で頻繁に出る問題は、この条文の射程です。何も書かなければ、振り込む側の負担になります。請求書に「振込手数料はご負担ください」と印字してあっても、それだけでは485条と同じことを確認しているにすぎません。逆に、買主側の購買規程で手数料を差し引いて支払う運用になっているのであれば、それは485条と違う扱いなので、契約書に書いておく必要があります。

4　だから条項を置く意味がある

実際の契約の締結に当たってはさまざまな費用が必要となるところ、これらが「契約に関する費用」に該当するのかは、一義的に明確ではありません。実際に個々の契約において発生することが見込まれる具体的な費用につき条項を設けてその負担を明らかにしておくことは、後の紛争を防止するという意義を持ちます（注8）。

条項の役割は、原則を変えることだけではありません。**どの箱に入るかが決まらない費用について、当事者が先に答えを書いてしまうことに意味があります。**争いのある論点を裁判所に持ち込んで決着させるより、締結の段階で1行書くほうが、時間も費用もかかりません。

四　契約実務への還元

1　条項を置かないとどうなるか

何も書かなければ、締結費用は等分、履行費用は債務者負担で動きます。多くの取引ではそれで足ります。問題が出るのは、金額が大きい費用と、どちらの箱に入るかが不明な費用です。

費用	条項がないときの扱い
契約書の作成費用	558条で等分
公正証書作成の手数料	558条で等分
測量・鑑定費用	558条で等分
所有権移転登記の登録免許税	学説上争いがある（三の2）
振込手数料・運搬費	485条で債務者（支払う側・引き渡す側）の負担

原則を確認するだけの条項にも意味があります。基本の条項例は、次のとおりです。

> 第〇条（契約締結の費用の負担）
> 本契約の締結に要する費用は、各当事者が折半して負担する。（注10）

この条項は、558条と同じことを書いています。それでも、原則を確認する条項には意義があります（注3）。**契約書を読む人が条文を調べずに済むことと、「起案した側が持つ」といった慣行での処理を、締結の段階で断ち切れることです。**

もっとも、この書き方は「本契約の締結に要する費用」という枠を動かしません。三の2で見た登録免許税のように、締結の費用なのか履行の費用なのかが決まらないものは、この条項からも答えが出ません。

2　実務の「各自負担」は、558条の帰結ではない

M&A契約では、各自が自分の分を負担する型がみられます。M&A契約の条項例は、次のとおりです。

> 第〇条（費用の負担）
> 甲および乙は、本契約において別途明確に定めている場合を除き、本契約の締結および履行に関連して各当事者に発生する費用、経費および手数料（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士および公認会計士等のアドバイザーの報酬等を含むが、これらに限られない）については、各自これを負担する。（注11）

負担者と負担割合についてよくみられる定め方は、ⅰ平等に負担する、ⅱどちらかの当事者がすべて負担する、ⅲ各当事者が一次的に負担する費用については各当事者がそのまま負担する、の3つです。この条項例はⅲにあたります（注12）。

ⅰ（平等に負担する）は費用の総額を半分ずつにする決め方で、558条の等分と同じ発想です。ⅲは、出した人がそのまま持つという決め方で、結果は同じになりません。自社だけが財務アドバイザーを立てていれば、その報酬も平等負担の対象に含める合意なら相手に半分を請求できますが、ⅲならできません。

M&A契約などにおいては、交渉の過程におけるフィナンシャル・アドバイザーの費用や弁護士費用など、契約の締結前に相当額の費用を当事者が負担することがみられます。そのため、費用負担に関する条項を合意しておくことに、相応の意味があります（注13）。

3　共同研究開発では、境目の費用を先に書く

共同研究開発契約の研究費用については、自らの研究分担に必要な費用を各自が負担するという条項例を前提に、確認すべき点が3つあります。どのように共同研究の費用を分担するか基準を定めること。どちらの業務に必要な費用か判然としない費用や、当初想定できなかった追加費用等が生じた場合の規定を記載すること。別段の合意を行うことで相手方に費用の分担を求められる規定を記載すること（注14）。

変更例は、次のとおりです。

> 第〇条（研究費用）
> 1　甲及び乙は、自己の業務を遂行するにあたって必要な費用をそれぞれが負担する。
> 2　甲及び乙は、分担すべき当事者が不明な費用、本契約締結時に想定できなかった追加費用については、甲及び乙が誠実に協議を行った上で各自の負担を決めるものとする。
> 3　甲及び乙は、書面による別段の費用の合意をした場合には、相手にその費用を請求することができる。（注15）

2項が、甲乙どちらの業務の費用か判然としない費用と、締結時に想定できなかった追加費用を、条項の側で受け止めています。原則を書くだけの条項と、境目を書く条項の差はここに出ます。

4　分担するなら、精算の手続まで書く

割合で分ける型を採ると、当事者間の精算が必要になります。負担の対象となる費用が少額である場合や金額が明確に確定できる場合は格別、精算の対象となる費用の金額が多額となる場合には、精算のための手続についても定めておくことがあります（注16）。条項例は次のとおりです。

> 第〇条（費用の負担）
> 第〇〇条に定める研究開発のために必要な費用は、その3分の2を甲が負担し、その3分の1を乙が負担する。甲および乙は、本契約期間中、6ヵ月が経過する都度その日から30日以内に、自らがその6ヵ月間に要した費用についての明細書を相手方当事者に提出し、精算を行うものとする。（注17）

割合だけを書いて手続を書かないと、精算の時期や方法をめぐって争いになりかねません。期間を区切って明細書を出し合う形にしておけば、その都度片がつきます。

5　書き出す費用を、契約類型から決める

どの費用を条項に書き出すかは、契約の種類で変わります。目安は次のとおりです。

契約	条項に書き出しておきたい費用
不動産の売買	測量・鑑定の費用、所有権移転登記の登録免許税と司法書士報酬、印紙代
M&A	財務・法務のアドバイザー報酬、株式価値算定の費用、独占禁止法の手続に要する費用
共同研究開発	各自の研究費用、どちらの業務か判然としない費用、出願費用
継続的な売買・業務委託	振込手数料、運搬費、検査に要する費用
公正証書にする契約	公証人の手数料

破談になったときにどうするかも、あわせて決めておきます。締結を前提に発生した費用を、締結に至らなかった場合にどう扱うか。条項が「本契約の締結に要する費用」とだけ書いてあると、契約が成立しなかった場面には届きません。

本稿で扱わなかったこと

印紙代の負担条項の書き方と、契約で負担を決めても国に対する納税義務は動かないという切り分けは、印紙

代・登記費用を扱う記事の射程です。本稿では、印紙税に関する条項例には触れていません。

課税文書の判定と印紙税額の計算は、本稿では扱いません。

弁済の提供や受領遅滞といった履行の過程の問題は、本稿では扱いません。本稿で485条を出したのは、費用の分け方の出発点としてです。

登録免許税が「契約に関する費用」に入るかという学説の対立そのものは、本稿では扱いません。本稿では、学説上争いがあることと、そのために条項を置く意味があることを示すにとどめました。

参考文献等

（注1）民法558条
（注2）民法559条
（注3）太田大三『契約書一般条項のポイント――ドラフトに効く、レビューに活きる』（商事法務、2026）176頁
（注4）民法485条
（注5）前掲注3・177頁
（注6）民法91条
（注7）前掲注3・177頁
（注8）前掲注3・176〜177頁
（注9）前掲注3・177頁
（注10）前掲注3・176頁の記載例①
（注11）前掲注3・179頁の記載例④
（注12）前掲注3・179頁
（注13）前掲注3・178頁
（注14）弁護士法人飛翔法律事務所編『実務必携 契約書チェックマニュアル』（商事法務、2024）304頁
（注15）前掲注14・305頁の共通変更例
（注16）前掲注3・180頁
（注17）前掲注3・180頁の記載例⑤

ウェブ版　https://prospire-law.com/contract-knowledge/keiyaku-hiyo-futan/

引用表記例　プロスパイア法律事務所「契約費用は誰が負担するか：民法558条の「等しい割合」と実務の原則」契約法務ライブラリ（最終更新日2026年10月25日）

本稿は、契約法務に関する論点を一般的に整理したものであり、個別の事案についての法的助言ではありません。記載は最終更新日時点の法令・判例・文献に基づきます。ご相談は プロスパイア法律事務所 までお問い合わせください。